

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	生活保護法による生活保護の実施 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>新宿区は、生活保護法による生活保護の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名	
新宿区長	

公表日	

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法による生活保護の実施
②事務の概要	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を助長する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 保護の申請受理及び決定事務
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民登録システム、連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 【照会】26 【提供】9,10,14,16,24,26,27,28,31,50,54,61,62,64,70,87,94,104,106,108,116,118,120	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部生活福祉課、福祉部保護担当課
②所属長の役職名	福祉部生活福祉課長、福祉部保護担当課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉部生活福祉課
-----	----------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	新宿区福祉部生活福祉課 〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18番21号 電話番号03(3209)1111 内線3642
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月25日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載		変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
		変更前	変更後	変更前	変更後		
平成29年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者数 ②所属長	福祉部生活福祉課長 関原 陽子 、 福祉部保護担当課長 村上 喜孝	福祉部生活福祉課長 井出 修	福祉部生活福祉課長 村上 喜孝 、 福祉部保護担当課長 井出 修	福祉部生活福祉課長 村上 喜孝 、 福祉部保護担当課長 井出 修	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月 9日	平成29年7月31日	平成29年7月31日	平成29年7月31日	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月 9日	平成29年7月31日	平成29年7月31日	平成29年7月31日	事後	
平成30年7月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者数 ②所属長	福祉部生活福祉課長 村上 喜孝 、 福祉部保護担当課長 井出 修	福祉部生活福祉課長 村上 喜孝 、 福祉部保護担当課長 井出 修	福祉部生活福祉課長、 福祉部保護担当課長	福祉部生活福祉課長、 福祉部保護担当課長	事後	
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日	平成30年5月 1日	平成30年5月 1日	平成30年5月 1日	事後	
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日	平成30年5月 1日	平成30年5月 1日	平成30年5月 1日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月 1日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月 1日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	平成31年4月25日	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 1 ~ 9		記載のとおり	記載のとおり	記載のとおり	事後	
令和2年1月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月25日	令和2年1月1日	令和2年1月1日	令和2年1月1日	事前	情報連携項目の追加により、改めて対象人數について、しきい値判断を行った。

